

子どもと人権

～すべてのこどもや若者が将来にわたって
幸せな生活ができる社会を実現するために～

1. 子どもたちを取り巻く現状と課題
 - (1) いじめ
 - (2) 体罰
 - (3) 虐待
 - (4) 不登校
 - (5) インターネット
2. 子どもたちの尊厳を守るために
 - (1) 国連子どもの権利条約
 - (2) 児童労働
 - (3) 日本での取り組み
 - (4) 私たちにできること

子どもと人権

1.子どもたちを取り巻く現状と課題

① いじめ

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵すだけでなく、心身の育成にも影響し、最悪なケースでは命を危険にさらす恐れがあります。

いじめには、さまざまな形態が・・・

- ・ 冷やかしやからかい
- ・ 悪口や脅し文句
- ・ 仲間はずれや無視
- ・ 暴力を伴うもの
- ・ 本人の意に反したことをさせられたりする

個々の行為がいじめであるかどうかを判断するに当たっては、被害を受けた子ども自身の立場に立つことが重要です。

子どもと人権

1. 子どもたちを取り巻く現状と課題

- 近年では「ネットいじめ」などと呼ばれるSNS等を悪用した、巧妙かつ陰湿ないじめが多く、これらは発覚しにくい特徴があります。
- いじめは、当人同士での解決が困難な問題である上に、いじめられた子どもは、周囲の大人に対して、なかなか相談しないことが、いじめを潜在化させています。

したがって大人は日頃から、子どもの変化を気にかけて、子どもの話に耳を傾けるとともに、学校や家庭、地域が連携して解決のための手助け行っていく。その上で、子どもたちに人権尊重の大切さをしっかり伝えていくよう心がけたいものです。

いじめの認知（発生）
件数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学生	425,844	484,545	420,897
中学生	97,704	106,524	80,877
高等学校	17,709	18,352	13,126
特別支援学校	2,676	3,075	2,263
計	543,933	612,496	517,163

子どもと人権

1. 子どもたちを取り巻く現状と課題

② 体罰

学校での体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されているものの、体罰による問題は、依然、多く存在します。

体罰は、暴力の正当化につながり、体罰を容認すると、子どもたちは、「暴力による物事の解決は悪いことではない」と勘違いすることになりかねません。児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、いじめや暴力行為等の土壌を生む恐れにもなる体罰は、決して認められるものではありません。

③ 虐待

近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、一貫して増加。子どもの生命が奪われるなど重大な虐待事件も後を絶たず、虐待防止は社会全体で取り組むべき重要課題です。

児童虐待防止法(2000年施行)では、子どもの虐待を4つに類型化しています。

●身体的虐待 ●性的虐待 ●ネグレクト(養育放棄) ●心理的虐待

子どもと人権

1.子どもたちを取り巻く現状と課題

④ 不登校

不登校の要因・背景は多様で複雑です。学校生活に起因するものや家庭生活に起因するものなどが挙げられます。

【学校生活に起因】・・・いじめや教師の体罰、抑圧的な管理、授業についていけない

【家庭生活に起因】・・・家庭内不和、生活の急激な変化、虐待

不登校という行動そのものは「問題行動」ではなく、さまざまな要因の結果であることを理解し、「学校に登校する」ことのみを目標とするのではなく、さまざまな関係機関等の活用も含め、当人が自ら社会的自立に向かうよう支援していく必要があります。

子どもと人権

1.子どもたちを取り巻く現状と課題

⑤ インターネット

小学生高学年の多くが自分専用のスマホを持つようになりました。学校でインターネットを利用した授業が導入され、比較的低年齢の子どもであってもネットを日常的に利用するようになり、ネット利用者は、年齢を問わず急速に広がりつつあります。

インターネットの危険な点

- ▶ ネット依存
- ▶ ネットいじめ
- ▶ 誘い出し・なりすまし
- ▶ 個人情報漏洩
- ▶ 不確かな情報の拡散
- ▶ ネット詐欺
- ▶ 著作権・肖像権

誰もがインターネットにつながるいま、子どもたちには、ネットの危険性を理解した上で、「危ないから使わない」ではなく「正しく使う」ことが重要になっています。

対策として 家庭でのルール作り。フィルタリングの利用。学校においてはインターネットを悪用した人権侵害などについての教育・啓発を行うなどの対策に取り組むことが重要です。

子どもと人権

2.子どもたちの尊厳を守るために

① 子どもの権利条約

国際的に武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし深刻な影響を与え続けます。

1989年の国連で、子どもの基本的人権を国際的に保障するため「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択されました。

② 児童労働

教育を受けることもできずに働かされている世界の児童労働者数は、2020年現在、約1億6,000万人で、そのうち約7,900万人もの児童が危険で有害な労働に従事させられています。

多くの児童労働は、規制や監督の目の届きにくいところで発生します。企業の活動がグローバル化する中で、製品を作り出すための複雑なプロセスの中に、児童労働が存在する可能性があります。

子どもと人権

2.子どもたちの尊厳を守るために

③ 日本での取り組み

1994年に「子どもの権利条約」批准後、子どもを守るためのさまざまな取り組みと法律の整備がなされています。

- 児童買春・児童ポルノ禁止法 1999年施行
- 児童虐待防止法 2000年施行
- 青少年インターネット環境整備法 2009年施行
- いじめ防止対策推進法 2013年施行
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律 2014年施行

本年4月1日に「[こども家庭庁](#)」が発足しました。あわせて、こどもに関する施策の基本理念や、国や地方公共団体の責任等を定めた「[こども基本法](#)」が施行されました。

虐待をはじめとする子どもの人権問題や少子化対策の施策を、総合的に推進する体制が目指されています。

子どもと人権

2.子どもたちの尊厳を守るために

④ 私たちにできること

さまざまな問題を解決し、子どもの人権を守っていくためには、制度だけでなく、私たち自身の人権意識を養っていく必要があります。

何よりも、子どもは親の従属物ではなく、独立した人格を持つ権利の主体であるという認識が大切です。

そして、子どもたちを取り巻くさまざまな問題を見て見ぬふりをせず、社会全体で子どもたちを見守り、育てていくことが問われています。